

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年12月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

1年あつという間です。師走の名のごとく駆け回る日々となっていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。あ～もう12月か、としみじみ口走るのが毎年のルーティンになり、そういうお疲れモードはもう辞めよう、と心に誓うようになりました。いつまでも子供のように冬休みの楽しみを見いだすようなワクワク感を持っていたいものです。

さて、今回は身上監護を取りあげています。実は後見人の仕事、世間一般には財産管理がメインとみられがちですが、実は身上監護の方に時間を割いていることの方が多いのです。身上監護の隙間を埋めるのが財産管理と言っても過言ではありません。職業としての後見人を目指す人はどちらかという、身上監護を最小限にしたいと考えています。ですから、ほぼ財産管理に時間を使い、DXでなるべく効率化して多くの被後見人（本人）を抱えようとしています。それはそれで意義ある立場だと考えられます。一方で、古くから繋がりのある関係先からのご紹介などで、身上監護に時間を要する被後見人を抱えることもあります。やり始めははっきり言って冒険です。でもそれいつかは必ず終わるのです。実は前者の立場、後者の立場、両方バランスよく取れる後見人が、最もタフな後見人と言えるのかもしれない。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆成年後見制度における「身上監護」とは◆◆◆

成年後見人の事務をしていると「**身上監護**」という言葉をよく耳にします。後見業務は主に「財産管理」と「身上監護」に分かれるからです。「身上監護」はその文字のとおり、身の上を監督し保護することですが、実際にはどのような行為がこれに当たるのでしょうか。

後見人等の職務での「身上監護」には、**被後見人の生活や治療、療養、介護などに関する法律行為**が該当します。具体的には、本人の住居の確保や生活環境の整備、介護施設等への入退所の手続き、治療や入院の手続き等です。つまり、後見人等はあくまでも本人が生活するために必要な契約等の法律行為を代理して行う役割を担っていますが、例えば**食事や着替え、入浴の介助といった介護の事実は含まれません**。

そのため、直接的な身の回りの介護等については、後見人等の職務とは言えず、親族や病院、施設等に委ねることができるのです。ただし、後見人等は、介護を委ねた親族や介護・医療機関等による支援が適切に行われているかどうかについて、適時確認をする必要があります。

また、後見人等には**医療行為に対する同意権が持てません**。手術をはじめとする医療行為には本人から同意を得る必要があります。医療行為にはリスクが伴うからです。意思決定が難しい、意識がないといった場合には家族や親族から同意を得ることもありますが、後見人等にはその権限がないのです。もちろん、家族・親族が後見人等である場合には、家族・親族の立場として医療同意を行うことができます。

IKUKO



後見人等は医療同意は行えませんが、できることもあります。それは、既往歴や服薬歴等の医療情報を整理しておくこと、本人の意思を推定するための情報提供等です。任意後見人の場合は、本人の認知能力があるうちに本人の意思を適時確認する必要もあるでしょう。同意はできなくとも、本人の意思を尊重し、円滑な医療行為が行えるようにしておくことは後見人等の役割と言えます。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

